

平成 29 年 4 月 5 日

各 位

ファンドクリエーション・アール・エム株式会社

当社に対する業務改善命令について

本年 3 月 29 日に、当社に対する検査結果に基づき証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われ、本日、金融庁より業務改善命令を受けました。このような事態に至りましたことは大変遺憾であり、本件に関しまして、関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容は下記のとおりですが、当社といたしましては今回の処分を厳粛に受け止め、深く反省し、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化に努め、再発防止策を策定、実施し、信頼回復に向けて全力で取り組んで参る所存でございます。

記

1. FCRMに対する業務改善命令の内容

- (1) 今回の行政処分の内容について顧客に十分に説明し、顧客の意向を確認して誠実に対応すること。
- (2) 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。
- (3) 本件発生原因を究明するとともに、現在の経営管理態勢及び内部管理態勢が十分かどうか検証を行った上、再発防止策を策定し、確実に実施すること。
- (4) 上記(1)から(3)について、平成 29 年 5 月 8 日(月)までに書面で報告すること。

以上